# 『中山伝信録』の清刊本と和刻本

和田久徳

# Examination on the Several Editions of Chung-shan Ch'uan-hsin Lu

Hisanori WADA

#### ABSTRACT

Chung-shan Ch'uan-hsin Lu is the work writed by Hsü Pao-kuang. He was the deputy envoy of Chinese mission arrived Okinawa in 1719. That book has a preface dated 1721, and it is an important historical record on 18th century Okinawa. That book was printed in various editions, and they were classified into two kinds, that is original edition and revised edition. There are some important differences between two kinds of editions.

Chung-shan Ch'uan-hsin Lu was printed at several times in Japan too. And all Japanese editions belong to the original editons.

If the students on the history of Okinawa will make use of these historical records, they need to take notice of the differences among various editions.

I.

『中山伝信録』6巻は清朝の学者徐葆光の撰である. 彼は琉球国王尚敬の冊封副使として琉球国に赴き、康熙58年(1719)6月から翌年2月までの約8ヵ月滞在した. その間に琉球国に関する文献資料を蒐め、その国の高官や学者と対話し、各地を旅行して見聞を博めた. 帰国後に復命書を提出したが、その副本にみずからの見聞や調査結果を加筆して『中山伝信録』と題し、康熙60年(1721)に刊行した.

この書は、琉球国の歴史・地理・官制・宗教・風俗・言語などについて図絵入りで記述されている。したがって、琉球国に対する百科全書とも云うべき内容で、その国に対する知識の源泉として広く読まれることになった。

この『中山伝信録』が清朝で刊行されると、やがて我が国に輸入され、更に『重刻中山伝信録』と題して、和刻本が何回も刊行されたことは良く知られている。ところで、清朝刊の『中山伝信録』の内容は1種類でなく、このことは同書を琉球国の重要史料として利用する場合、あるいはわが国の琉球国に関する認識源として和刻本を理解する場合に留意すべきところである。しかるに、これについては従来問題にされなかったと思われるので、その大体を明らかにして見る<sup>1)</sup>.

II.

清刊本『中山伝信録』でわが国に現存するものはすくなくないが、これまでに筆者が見ることのできた刊本は7種である. その中で、原刻本に属すと考えられるのは慶応大学図書館蔵本(同図書館には2種の刊本があるので、これを慶応 A 本と呼ぶ)である.

その根拠の一は、同書巻1、前海行日記の5月29日の末尾の割注である。すなわち、

二号船先到海口, 候一号船至, 相次入

港. 針簿別録. 亦落北見葉壁山始回也.

とある箇所が、他の諸刊本(後述の和刻本も含めて)はいずれも

二号船

港針簿

の6字のみで、その下にあるべき2行各12字が無く、読み取れない、その部分をよく見ると、船・簿の下に文字の破片らしきものが見え、簿以下の部分は匡郭の線まで欠けている。それで、欠けた24字の上に白紙が付着して、印刷の際に文字が出なかったことが推定できる。したがって、割注の完全な慶応 A 本が原の完全な刻本となるのである。

また、慶應 A 本には巻6の後に「中山贈送詩文」と題し、中山王尚敬以下の琉球国の大官・高僧などから贈られた漢詩をまとめて載せている。しかるに、他の諸刊本にはこれが無い(後述の静嘉堂 A 本に有るのは例外的である)。慶応 A 本のように原刻本にはあったものが、後印の際に省かれたと考えてよいであろう。

ところで、台湾文献叢刊 306 に収められた『中山伝信録』(2冊、民国 61年)は、巻1の割注に脱漏が無いこと、巻6の後に「中山贈送詩文」があることの2点が慶應 A本と同じであるから、これも原刻本に属すと考えられよう。ただ、台湾文献叢刊本(台湾本と略す)は影印本でなく、誤植の非常に多い排印本であるから、他の刊本と比較する場合その点に留意を要する。

この慶応 A 本と台湾本とは、前述のような共通点がある一方、魯魚章草の誤りはおくとして、内容の数ヵ所に無視できない相異がある. したがって、両本のどちらかが原版で、他方がこれを改変したと考えられる.

両本の相異の一は、尚巴志の三山統一の記述の一部にある。すなわち、慶応 A 本『中山 伝信録』巻3の尚巴志についての記述は「中山世鑑云」として同書を引用しているが、その中に、山南・中山を倒した説明を

南方諸疾,帰之者甚衆.時山南王恃勝而驕,窮欲於人,朝暮遊宴.諸疾皆遁,帰服於佐鋪按司,共兵攻落山南王.遂進兵浦添,并攻落中山王.山北王皆次第降.元延祐中,国分為三,百有余年,中山山北交攻七十余戦,山北輙勝.今戦敗自殺.中山王順天御坐.

としている. これに対して、台湾本は

先,起兵攻滅東大里按司,諸按司帰之者甚衆.遂進兵攻落中山,奉其父思紹為中山王.復滅山北王攀安知.及思紹卒,尚巴志嗣位.又親率兵攻滅山南王 豫平四年丙申,山北亡,宜 当元延祐中,琉球国分為三,其後百有余年,交攻七十余戦.尚巴志嗣位,而後,

と異なっている.この部分は、原文では同じく20字5行で、この前後は両本が同文である

から、前後の葉数に変わりはない.

そこで、『中山世鑑』巻3の該当する記事を掲げると、

南方ノ諸侯、帰之者多シ. ……其時ノ山南王、飽マデ驕ヲ窮テ、人ノ歎ヲモ不痛、民ノ費ヲモ不顧、朝暮ニ大酒遊宴ヲ事トシテ、……諸侯皆、今ハ可遁様ナシトテ、佐鋪按司ヘゾ帰服致シケル、……諸侯ミナ佐鋪へ会シテ、佐鋪按司ヲ進メ、山南王ヲ攻落シ、……依テ始テ、兵ヲ発シテ浦添ヨリゾ征シ給. ……終ニ中山王武寧ヲ攻落シ、……山北王(以下自決の記事)……当初、大元延祐ノ比ヨリ、国分レテ山北王ト立テヨリ、以来百有余年ノ間、中山王、山北ヲ攻ル事七十余度ニ及フト云ヘドモ、毎度山北王勝ニ不乗ト云事無シ. 而ルニ今ノ山北王……戦負テ自害シ給ケルモ、偏ヘニ中山王ノ徳、天理ニカナヒ御座ケルニ依テ、

という記述があり、慶応 A 本の記述とほとんど同じ内容であるから、『中山世鑑』の漢訳に依ったことは明らかである.

一方,台湾本の記述については、『中山世譜』巻4を見ると、

島添大里按司……意為巴志所滅,巴志得大里等処,威名大振,……巴志便領大兵,来問其罪,……出城伏罪,……奉父思紹為君,……後滅山北,遂平山南,以致一統之治。 と,表現はやや異なるが大意はほぼ同じ記述があり,また割注に当る箇所としては,同書の尚思紹王の条に

永楽十四年, ……本年, 山北王攀安知, 為中山所滅.

宣徳四年, ……本年, 山南王他魯毎, 為中山所滅.

と、台湾本の記述とほぼ同じ記事がある. したがって、台湾本の慶応 A 本と異なる部分は、『中山世譜』に依拠していると考えられる.

『中山世鑑』は順治3年(1650)に成った琉球国最初の官撰史書であり、これを漢訳改訂して康熙40年(1701)に出来た蔡鐸撰『中山世譜』を経て、さらに蔡温が増訂した『中山世譜』が出来たのが雍正4年(1726)である。『中山伝信録』の資料として『中山世鑑』(恐らく漢訳して徐葆光に呈示されたろう)が利用されたことは、徐葆光の自序の中にも見える<sup>20</sup>. 一方、徐葆光の死歿年は雍正元年(1723)であるから、蔡温撰『中山世譜』の完成以前のことになる。

このような事情を考えると、慶応 A 本と台湾本とに相異がある前掲の箇所は、もともと『中山世鑑』の漢訳本を引用して記述されていたものが、徐葆光の死去の後、『中山世鑑』を増訂したとされる『中山世譜』を見た者が、その記述に依って改変したものと考えられる。したがって、少なくともこの問題の箇所は、慶応 A 本が原刻で、台湾本はそれを改めた後印本ということになるのである。

# III.

次に両本に異同のある箇所は,巻 5 ,官制にある.まず慶応 A 本で,耳目官について 耳目官 $\frac{1}{4}$  第二員,正三品.副耳目官二員,従三品.一司賓,一典宝,一司刑,一管 泊 $\frac{1}{4}$  第一

謁者<sup>一名申</sup>従三品,無定員.預議事班,無定掌.加銜謁者,品同.

とするのに対して、台湾本では

耳目官,四員,正三品. 司賓耳目官董紹典一員,典賓耳目官並紹興 一員,司刑耳目官並經 侧一員,管泊耳目官<sup>品額泊</sup>一員,皆預議政事,皆称謁者<sup>古象申</sup>,加銜謁者<sup>古&申</sup>従三品, 無定員職掌.

としている(典賓は典宝の誤りであろう). 両本とも原文は同じく4行で記している.

耳目官は申口の漢名で、鎖之側・雙紙庫理・泊地頭・平等之側の四長官があり、品級は 正三品であった。 謁者は耳目官の総称であるから、土名は申口衆となる。このことは、 『琉球国中山王府官制』を見ると明らかである。同書の職官の部分によると、上段の漢名に 対し下段に土語を記し,

謁者

申口衆

司賓耳目官一員

鎖側

(1行省略)

典宝耳目官一員

御雙紙庫理

司刑耳目官一員

平等側

管泊耳目官一員

泊地頭

とあり、同書の品級の説明では、

正三品. 宣詢大夫. 謁者耳目官. 事無大小,皆由謁者,禀明法司通行. 又耳目官職拳, 直令詢訪,採風入告. 故称宜詢大夫,謁者耳目官.

(中略)

従三品. 進顕大夫, 加銜謁者.

とある。これらの説明によると、台湾本の記述が『中山王府官制』の記載とよく一致して いる. 慶応 A 本で、耳目官の十名を御鎖側とし、耳目官に正副各2員があり、副耳目官 は従三品とすること、謁者は耳目官とは別で、従三品で定員・定掌が無いとすることなど は、徐葆光の伝聞の誤りの可能性が大きい.

同じく、官制において、慶應 A 本に

遏闢理官墨州 正五品,入直王宫者十二員,又有加銜遏闥理官,從五品.

とする部分は、台湾本では

遏闔理官墨紫十二員. 国書院遏闥理官三員. 皆正五品. 入直王宮. 加銜遏闥理官, 従 五品. 無定員.

となっている. 原文は共に2行であるが、後者の内容に「国書院遏闢理官三員」などが加 わっている。この当官についても、『中山王府官制』の品級の項を見ると、

正五品.奉宣大夫,遏闥理官兼才德者,授遏闥理官.入直宫院, 起新泰官大夫退磯理官

從五品. 供直大夫, 加銜遏闥理官.

とし、職官の項には、王法官(百浦添下庫理)の部分に

宣納遏闥理官, 十二員

前之当

当

国書院(御書院)の箇所に

供奉遏闥理官, 三員

となっている。すなわち、台湾本は「国書院遏闊理官三員」などを、『中山王府官制』の記 載によって補訂したと考えられる.

『中山王府官制』は蔡鐸・蔡應瑞・程順則によって編纂され、康熙 45 年(1706)の日付

のある書で、内容は当時の位階・官職などをまとめたものであろう.

ところが、徐葆光はこの書の出来た後に琉球国に至ったのであるが、この書を見なかったようである。すなわち、『中山伝信録』巻5の官制の項では、その後書に

旧録官制舛略, 汪録頗正其訛而未備. 今従蔡大夫温得其品秩大概, 程大夫順則示以官制.

と、蔡温から品秩を聞き知り、程順則から官制を教示されたことを記しているが、『中山王 府官制』の書名については全くふれていないのである. なお、『中山伝信録』編述の文献資 料については、徐葆光の自序に

計在中山凡八閲月, 封宴之暇, 先致語国王, 求示中山世鑑及山川図籍. と記して居る.「山川図籍」は『琉球国由来記』の類を意味するのであろうが, このように 自序にも『中山王府官制』を見たと記していない.

同書は琉球王府の重要文献として、やがて清朝にもたらされたであろう。そして、『中山伝信録』の官職の記述において、徐葆光の伝聞に不備のある点について、『中山王府官制』の記載に基づいて補訂した結果が、台湾本の記載となったものと考えられる。

#### IV.

両本間の次の異同は巻 6 , 風俗の条にある. まず, 葬法について, 慶応 A 本は 通国平民, 死皆火葬. 官宦有力之家, 先用生葬, 踰時舁出, 仍用火葬. 養用、浴屍于溪水, 晋八窓, 蔵石牧中, 歳時祭婦, 彦根之。

と記している. これに対して、台湾本では同じ3行であるが、

通国平民死,葬皆用棺槨昔龕. 官宦有力之家,儀物仿家礼,有詳略. 会葬者,皆衣白蕉衫. 久米村大夫中,近有従家礼葬,不用浮屠者. と記している.

17世紀前半に出来た『服制』『四本堂家礼』などの記述から考えて、徐葆光が琉球国に滞在した頃、葬礼を荼毗と称していたことが知られる<sup>3)</sup>. 荼毗は仏教語で火葬のことであるから、徐葆光は当時の琉球国で火葬が一般であると誤解したと考えられる. それで、有力者は時を越えて火葬するという不可解な記述となったのであろう. しかも、現実には洗骨の風習を聞知したためであろうか、割注に付記している.

割注の「前使録」は陳侃撰『使琉球録』のことで、同書の群書質異の一節に

死者,以中元前後日,溪水浴其屍,去其腐肉,収其骸骨,以布帛纒之,裹以葦草,襯 土而殯,上不起墳.若王及陪臣之家,則以骸匣蔵於山穴中,仍以木板為小牖戸,歳時 祭掃,則啓鑰視之.蓋恐木朽而骨暴露也.

という記事に当り、その後の使録にも引用されたものである.

琉球国において、葬礼・祭礼に関する規定が『服制』として雍正3年(1725)に公布され、乾隆2年(1737)に改訂された.『服制』には茶毗すなわち葬礼の規定があり、龕の使用のこと、有力者は『家礼』(基本的には『朱子家礼』を指すであろう)を重んじたことなどを記し、時に久米村の有力者の間には儒教的葬礼のあったことも知られる.台湾本は『中山伝信録』初刊以後に清朝に知られた『服制』などに依って、改訂したと考えられる.

なお、沖縄において火葬が一般化するのは近代になってからとされている4.

つぎに棺制について、慶応 A 本は

棺製, 円如木龕, 高三尺許. 温水洗膝蓋, 屈足趺殮.

と記すが、台湾本では

棺製, 比中国棺畧小, 板厚不過一寸, 長四尺五寸.

と,同じ1行19字であるが,内容は全く異なっている. 棺制については,徐葆光の前の冊 封使であった汪楫の『使琉球雑録』に

棺制, 高三尺, 長僅及身之半, 屈死者足殮之.

という記述がある。慶応 A 本の記述は、みずからの見聞に加えて、この『使琉球雑録』の記事を利用したのではあるまいか。 台湾本の記事は、当時の中国の棺にくらべて小さく、屈葬であったことを記しているので、慶応 A 本の記事を改変した根拠はよく分からないが、改訂者の見聞によったのであろうか。

さらに、墓制について、前半2行は同じであるが、後半2行が異なっている. 慶応 A 本では

掃墓,不設牲菜,用木盤炷香菓,挂蕉扇,設三板於墓側,或折花供墓前. とするのに、台湾本は

女墓前, 挂棕葉片扇・白布. 男墓前, 白布笠・立杖・草履・木屐. 挿花筒設香爐, 則 男女墓皆同.

と記している。ともに掃墓の説明であるが、後者は女墓・男墓を区別するなどでやや詳細になっている。『服制』を見ると、葬礼の場合であるが、「墓所へ飾道具」の説明の一部に

張笠壹本但女ハ無用

杖壹女ハ無用

こはヒろハ壹但男ハ無用

という記載があるから(こはヒろハはくば団扇), 当時の墓前の供物の品に男女で区別があったのである。そして、男墓用に笠・杖、女墓用に扇とある点は、台湾本の記述と符号している。前述の棺の記載と併せて、『服制』公布の前後の実情を記して改変したのであろうか。

v.

最後に、後述するように慶応 A 本系統の刊本と台湾本系統の刊本との間に、もう 1 ヵ 所相異する点がある。慶応 A 本ではこの部分が欠葉であるが、同系統の諸本と同じ記述があった答で、台湾本と異なった記述であったと推定できる。

その部分は巻3,中山世系の条で,琉球始祖について

中山世鑑云,琉球始祖為天孫氏. 其初有一男一女,生於大荒,自成夫婦,曰阿摩美久,生三男二女,長男爲天孫氏,国主始也.

- とある箇所である. これに対して、台湾本では「日阿摩美久」と「生三男二女」の間に 及後人物漸繁,又有君曰天帝子. 天帝子
- の16字が挿入されている.両本の行数は同じである.

琉球の始祖については、『中山世鑑』巻1の該当する記述は

曩者,天城二,阿摩美久ト云神,御坐シケリ.……阿摩美久,又天へ上り,人種子ヲゾ乞給ケル.……天帝ノ御子,男女ヲゾ下給.……遂ニ三男二女ヲゾ生給.長男ハ国ノ主ノ始也.是ヲ天孫氏ト号ス.

と記すが、「生於大荒、自成夫婦」などの記載がなく、『中山伝信録』引用の『中山世鑑』と全く一致するわけではない. ところで、『中山世鑑』を漢訳修訂した蔡鐸本の『中山世譜』 巻1には

其初一男一女, 化生于大荒之際. ……自成夫婦之道, ……及生三男二女, 一男為君王之始, 而謂天孫氏.

とあり、「日阿摩美人」を欠く他は『中山伝信録』の記述とほとんど同じである. したがって、漢訳して徐葆光に提供された『中山世鑑』のこの部分は蔡鐸本系の内容で補われていたと考えてよかろう. すなわち、「生於大荒、自成夫婦」 は琉球国元来の始祖説話を示す『中山世譜』にはなかったのに、儒教的思想で付会されたものであるから、徐葆光に 理解し易かったであろう.

これに対して, 蔡温本『中山世譜』巻1の関係部分を見ると,

蓋我国開闢之初, ……時有一男一女, 生于大荒際, 男名志仁礼久, 女名 阿摩弥姑,

……人物繁顆, ……叫称天帝子. 天帝子生三男二女, 長男為天孫氏, ……

とあるのであって、前述の挿入句「後人物漸繁、又有君曰天帝子、天帝子」は、蔡温本にのみ見られるこの記述に拠って改められたのにちがいないであろう。そうとすれば、両方の相異点の最初の場合に述べたように、『中山世譜』の成立後に、それに依って原の『中山伝信録』を書き改めたのが台湾本であるとの推論をさらに確実にできよう。

## VI.

以上のように見て来ると、『中山伝信録』の内容に2種があり、相異する内容を比較検討すると、いずれの場合も、慶応A本の記述を台湾本が改変したと解釈できる.

すなわち、徐葆光の『中山伝信録』が康熙 60 年(1721)に刊行されたが、その後に清朝に知られた琉球国の文献、『中山世譜』『琉球国中山王府官制』『服制』の類の記述によって、徐葆光の原本中の不備と考えられた数個所を改変したのであろう(改変の結果が正しいか否かは今は問題にしない)。 したがって、慶応 A 本が初刊本に属し、台湾本が改訂本に属すわけである.

その改訂に当って、改訂字句の行数あるいは字数を原本に合わせ、その前後に手を加えなかったから、原本・改訂本の両書各巻の葉数行数が変らなかった。このために、『中山伝信録』に原本と改訂本との2種の存在することが知られ難かったのであろう。

琉球国は清朝にとって親密な冊封関係を保持する重要な国であったから、清朝側にとって、琉球国に対する関心は小さくなかった。そして、『中山伝信録』が刊行されると、同国に関する知識の宝庫として画期的な内容が重要視された。後述のように、『中山伝信録』には諸刊本が存し、版を重ねているのはこうした事情の結果であろう。そして、『中山伝信録』が重要な文献とされ、たえず需要があった故に、改訂版が出来ることにもなったの

であろう.

『中山伝信録』の刊本は各種あるが、現在見られる限り、その扉はいずれも全く同じで、次のようである。



後述のように、改訂本にも後印本があるわけであるが、「康熙六十年辛丑刊」と刻す他に刊記がない。したがって、改訂が何時なされたのか明確には知られない。ただ、前述のように、『中山世譜』成立(1726 年)の後に、その書の記述によって改訂された部分がみとめられるから、その後のことにちがいない。また、徐葆光等の次の冊封副使周煌が撰した『琉球国志略』は乾隆22年(1757)に出来たが、その中に『中山伝信録』を引用している。同書の巻4下、風俗の項に「徐葆光録」を引用して

女墓前, 挂椶葉片扇・白布, 男墓前, 白布笠・立杖・草履・木屐. 若挿花筒, 置香炉, 則男女墓皆同.

とある. すなわち、掃墓に関して台湾本が原本を改訂したと考えられる記事(前述)と同じであるから、改訂本は『琉球国志略』成立より前に存したのであろう.

なお、『琉球国志略』には、『中山伝信録』を引用したことを明記しないが、改訂を問題にした箇所で『中山伝信録』の記述とほぼ一致する内容がある。その1は、巻9、爵秩の中の耳目官の説明で、改訂本にほぼ近い。その2は、巻2、国統の中の琉球始祖の説明で、これは原本と同様の記述である。後述するように、全体としては改訂本系統であるのに、

琉球始祖に関しては原本系統のままである後印本が現存するのであるから,『中山伝信録』 には部分的改訂版があったわけである. そうすると,『琉球国志略』は『中山伝信録』の 部分的改訂本を利用したのかも知れない.

部分的の改訂本があるとすると、改訂は一度だけでおわらず、一人の手によるものかどうか断言し難い. ただ、改訂の作業を見ると、全6巻の中の数カ所を改訂したのであるが、葉数行数を変えないように努力して原本の体裁をのこしてある. また、扉はそのままにし、書名や序跋などにおいても改訂を明示しないなど、原著書である徐葆光の立場を尊重する配慮がうかがわれる. 改訂者は原著者に親近な関係にあった者であろうか.

#### VII.

『中山伝信録』は原本と改訂本とがあるが、更に後印の諸刊本がある。これまで披見することのできた刊本は、国会図書館・東洋文庫・静嘉堂文庫(2本あり、付録のある刊本を A、無いものを B とする)・内閣文庫・慶應大学図書館(2本あり、前述のように原本と思われるものを A、付録のない田中文庫本を B とする)の所蔵本である50.これに台湾文献叢刊所収本を加え、これまで説明した原本と改訂本とのあり方を表記したのが、下掲の中山伝信録刊本の異同表 1、冊数・扉・序などのあり方を示したのが同表 2 である.

最初に述べたように、慶応A本と台湾本とを除くと、他はいずれも巻1に印刷の際の誤脱があるから、後印本と考えられる。その他の改訂された箇所について未改訂か改訂かで、大きく分けて原本系統と改訂本系統との2種になる。すなわち、原本系統の刊本としては、国会図書館本と東洋文庫本である。この両本は後序が前に出ている点までほとんど共通し

	(誤脱)	(始三 祖)	(三巻三 一)	官耳五目	(選者 官園)	(葬法)	(棺制)	(掃基)
		原 改	原 改	原 改	原改	原 改	原 改	原 改
慶 応 A		(欠葉)	0	0	0	0	0	0
国 会	0	0	0	0	0	0	0	0
東洋文庫	0	0	0	0	0	0	0	0
台 湾	-	0	0	. 0	0	0	0	0
静嘉堂 A	0	0	0	0	0	0	0	0
内閣文庫	0	0	. 0	0	0	0	0	0
慶応 B	0	0	0	0	0	0	0	0
静嘉堂 B	0	0	0	0	0	0	0	0
和刻本	0	0	0	0	0	0	0	0

表 1. 中山伝信録刊本の異同表

<sup>(</sup>注) ○は有の印. 原は原文, 改は改訂文の略.

	冊   扉 数		序(汪)	序 (余 徐 第		送中 詩山 文贈	
慶応A	6	原本	有	有	有	有	
国 会	4	同	有	有	汪と徐の間	無	
東洋文庫	6	同	有	有	徐の直後	無	
台 湾	2	(欠)	有	有	詩文の後	有	
静嘉堂A	4	原本	有	有	有	有(二友斎詩稿も有)	
内閣文庫	6	同	有	有	有	無	
慶応 B	6	同	有	有	無	無	
静嘉堂B	6	同	有	有	無	無	

表 2. 中山伝信録刊本の異同表

(注) 扉の原本は本文に掲示

ているのであるが、汪士鋐・徐葆光および翁長祚(後序)の順がやや異なるなど、全く同じ体裁の刊本ではない.

その他の4種の刊本は改訂本系統に属すものである。いずれも改訂本の後印本と解されるが、これら諸本も少しづつ異っている。その中、静嘉堂 A 本は巻末に「中山贈送詩文」が有る上に、「二友斎詩稿」と題し徐葆光自身の詩が付録されている。内閣文庫本・慶應図書館 B本・静嘉堂 B本は一部に改訂されない部分があるから、部分的に改訂された刊本であろうことは前述した。内閣文庫本と慶應図書館 B本との間には、前者に後序があるのに後者に欠けている点などで同一の刊本ではない。静嘉堂 B本は前の両刊本より改訂がすくない。

以上のように、披見したのは7種の刊本と台湾排印本のみであるが、それぞれ互いに異っていて一様でない。『中山伝信録』が清朝において、原書・改訂本ともに度々印刷刊行され<sup>6</sup>、それに伴ってその諸刊本をわが国で熱心に輸入したことを示すのであろう<sup>7</sup>・

### VIII.

『中山伝信録』の初印は康熙 60 年(1721)であったが、わが国に輸入されたのは、その後間もなくであった。

桂山彩樹の『琉球事略』の冒頭に『中山伝信録』について次のように記している.

其書最詳而盡矣. 元文中, 我国伝此盡. 余在官暇, 閡覽数日, 百録一二, 以備遺忘云. 寛保二年壬戌五月, 桂義樹識(畧返点)

すなわち,元文年間に輸入されたというのであるが,『商舶載来書目』によると,元文五 庚申年(1740)に「中山伝信録—m- $\alpha$ 」が見え,『外船 齎 来書 目』によると,宝暦 己卯(9年,1759) 一番船が「中山伝信録六 $\alpha$  」をもたらしたと記して居り,また『舶載書目』によると,長崎奉行が寛保 2年(1742)に購入した書籍の中にも見える $\alpha$  。少くとも元文 5年(1740)には輸入されたのであり,その後もこの書が重視されて,しきりに舶載されたことがうかがえる。

その中,『琉球事略』の著者が見た『中山伝信録』は元文5年に将来された刊本かと思うが、前掲のように、この書を抄録したという『琉球事略』の中を見ると、尚巴志の条に当元延祐中、琉球国分為三、其後百有余年、交攻七十余戦、尚巴志即位、而後琉球国後為一統党第十四年四申、山北亡・

と、台湾本と同じ記載を残している. したがって、元文年間に舶載された刊本は、改訂本だったと考えられる.

一方, 戸部良熙の『大島筆記』は, 宝暦 12 年 (1762) 琉球船が土佐藩に漂着した時, 乗員を尋問してまとめた記録である. そして, 藩儒の彼は『中山伝信録』を最良の参考書として, その記述に依拠して琉球国事情を問いただしている. その中の人物風俗の項を見ると

火葬は決してなし、草子本などにて火葬と云事聞及んで居る様子也.

と記している。そこに『中山伝信録』の記述について明記していないが、前述した火葬が一般の葬法であったと記す原本系統の刊本を見ていたから、その質問に対する琉球国人の返答をこのように記したと解釈してよいであろう。すなわち、18世紀中ごろのわが国に、『中山伝信録』の清朝刊本は原本系統本も改訂版系統本も共に輸入されていたわけで、そのため前述のように、わが国現存の清朝刊本に両系統があるのである。

# IX.

『中山伝信録』は清朝の刊本が輸入されただけでなく、やがて和刻本が刊行された. この書の和刻本が度々出たことについては既に注意されているが、必ずしも明確でない<sup>9</sup>.

和刻本については,慶應大学図書館・国会図書館 (2種)・静嘉堂文庫・東洋文庫・お茶の水女子大学図書館の所蔵本および『和刻本漢籍随筆集』所収影印本(汲古書院,昭和52年)を披見した.その結果,次の5種がほぼ確実に認められる.

- (1) 明和3年(1766),京都,蘭園
- (2) 同年(後印),京都,酉山房(銭屋善兵衛)
- (3) 同年(後印),京都,文錦堂(林伊兵衛)
- (4) 天保 11 年 (1840), 京都, 星文堂 (石田治兵衛)
- (5) 無刊年,京都,橘屋嘉助

(1)は『和刻本漢籍随筆集』所収本によったが、扉の書名は「重刻中山伝信録」で、「蘇門 先生句讀 | とあり、服部天游(号は蘇門)の訓点本である(次頁の扉を参照)、

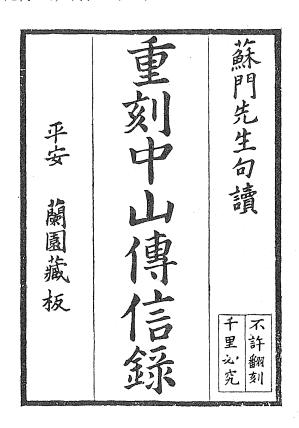
(2)以下にある明和3年10月付の服部天游と永田忠原の「重刻中山伝信録序」によると、明和3年の夏、友人の岡本霞嵩(号は瑞卿)が『中山伝信録』を重梓しようとして、自分に校訂と序文を依頼された。そこで門人の永田忠原に代校させたところ、秋になって完成したと、和刻本の出来た次第を記している。

(2)などにある奥付によると,

平安蘭園蔵板明和丙戍五月

と枠で囲んだ2行の刊記があり、その枠外の左側に「平安書林酉山房 銭屋善兵衛 発行」などと記している。序文に記された重刻の次第と刊記の年月とを考え合わせると、明和丙戌(3年)5月、すなわちこの歳の夏に蘭園藏板の初印本が出来、ついで同年秋に校訂が完成すると、10月付の重刻の序を付して同年10月頃に後印本が刊行されたのではあるまいか。そのために、(1)には重刻の序が無いのであろう。

(2)以下の扉は(1)と同じく,下掲のようである.



しかるに、(4)の扉は先掲の清刊本に共通するものに同じで、ただ左行の「二友斎藏板」を 削っているだけである.この版本の奥付は 星文堂求板天保庚子正月

とし、その枠外左側に「平安書林 石田治兵衛」と刻しているから、清刊本の扉を借用したが「二友斎藏板」を抹消したのであろう.

このように、和刻本には数種の刊本があるが、これを表示したのが「和刻本(重刻中山 伝信録)表」である。ただ、本文の内容について見ると、各本ともほぼ同一である。すな わち、いずれも原本系統の内容である(前掲「中山伝信録刊本の異同表」の表 1 の最下欄 を参照).

この和刻本の内容を清刊の諸本と比較すると(「中山伝信録刊本の異同表」の表 1・表 2 および「和刻本表」を参照),巻 1 に誤脱があること,付録がないことで,国会図書館本・東洋文庫本と同様である.和刻本の後序は蘭園蔵板を除いて,汪序と徐序の間にある点で,国会図書館本に一層近いといえよう.

和刻本が国会図書館本と近似することは、印刷面でも指摘できる。和刻本は総体に誤字 脱字がそれほど多くないのであるが、巻5の48葉表の6行目、巻6の47葉裏の5・6・7 行目などの一部に黒く塗られて文字の無い箇所がある。一方で、清刊本は原版が何度も利用されたらしく、後印本に文字が鮮明でない箇所が少しづつ認められるが、国会図書館本の巻5・巻6を見ると、文字がかすれて不分明な所が和刻本の黒くぬられた箇所と符合するのである(東洋文庫本も同様)。

このような事実から考えて、和刻本は国会図書館本系統の清刊本を原本として翻刻されたのであろう。そして、各葉の行数、各行の字数なども原本と同じにして、原形に忠実な形をとった。こうして明和3年(1766)に最初の和刻本が出来ると、この原版がくり返し使用されて、同じ内容の和刻本数種が刊行されたのである(天保11年版は扉を変えた)。

なお,『中山伝信録』の和刻本について注意に価する点がある. 和刻本として訓点を 施

出版者	₩	扉	重刻序	序(汪)	序(徐)	後	付
者数		171-	序	进	徐	序	録
蘭園	6	原本	無	有	有	徐の直後	無
酉山房	6	同	有	有	有	汪と徐の間	無
星文堂	6	清刊本 (二友斎蔵板を欠)	有	有	有	同	無
	6	原本に同	無	有	有	同	無

表 3. 和刻本(重刻中山伝信録)表

(注) 扉の原本は本文12頁に示す

してあるのは当然であるが、それだけでなく、巻4などに記された琉球三十六島の多数の地名について、「姑達佳」「巴梯呂麻」の例のように離島の地名まで片かなをふってあり、巻6の琉球語に対してもほとんど全部に同様に振りがなを付けている。この振りがなの大部分は、琉球国人、恐らく江戸上りの使節団員などに訊いて補った仕事にちがいないと思われる。

以上の説明で、『中山伝信録』の清朝刊本には各種のものがあり、大きく分けて徐 葆 光 の原本とその後人による改訂本とがあること、和刻本は何回も刊行されたが内容はすべて 同一で、原本の後印本に基づいていることなどが知られよう。和刻本について、琉球国の地名・言語に振りがなをつけた努力には、江戸時代の人々が琉球国に対してもった知的関心が示されている。

『中山伝信録』については、まだ解明すべき点がある。内外の書目類を渉猟し、清朝刊本・和刻本をできる限り網羅的に蒐めた上で、書誌学的に厳密に検討する余地がある<sup>10)</sup>. 現在のところ、各種刊本の内容上の性質について概観できたと思うので、『中山伝信録』を琉球国の史料として利用するには一応役立つであろう.

注

- 1) お茶の水女子大学に奉職中,東洋史学演習の教材として『中山伝信録』を使用したのは十数年前からであるが,和刻本と清朝刊本(内閣文庫蔵)との間に内容の上で重要な差異があることに気づいた.ずっと気になっていて,『南島史学』(同誌24号,100頁)でも言及した(原刻本と記したのは改訂本の誤りである).
- 2) 『中山伝信録』が『中山世鑑』を多く引用したことについては、東恩納寛惇「中山世鑑・中山世 譜及び球陽」(『同全集』4,昭和54年)参照.
- 3) 『服制』と『四本堂家礼』の葬法については、上江洲敏夫「『四本堂家礼』と沖縄民俗――葬礼・喪礼について――」(『民俗学研究所紀要』8,昭和59年)を参照.
- 4) 琉球国の葬制については、伊波普猷「南島古代の葬制」(『同全集』5,昭和49年)を参照.
- 5) 国会図書館・東洋文庫・静嘉堂文庫所蔵の『中山伝信録』の閲覧には、高瀬恭子・内田晶子両氏の御援助によった。
- 6) 『中山伝信録』の節略本(一巻)が,清朝末期の叢書『舟車所至』『小方壺斎興地叢鈔』に入っている.
- 7) わが国に現存する『中山伝信録』は,上記の他になおすくなくないと考えられる.岸秋正氏蔵本は同「琉球の稀書について」(『南島史学』24,昭和59年)参照.また,原田禹雄(訳注)『中山伝信録』(昭和57年)によると,京都大学に所蔵するという.
- 8) 『中山伝信録』の輸入については,大庭脩『江戸時代における唐船持渡書の研究』(昭和 42 年) 同『江戸時代における中国文化受容の研究』(昭和 59 年) を参照.
- 9) 和刻本の刊行についての最近の記述は、横山学『琉球国使節渡来の研究』(昭和62年)に見られる.
- 10) 例えば、諸刊本の内容から原本系統と改訂本系統とに分けられるのに、両系統とも後印本において、巻1の誤脱が同様であるのは何故であろうかなど、もっと多数の刊本を見て考える必要があろう。

(昭和62年12月23日受理)